

2017年9月11日

名古屋市長  
河村たかし 様

日本共産党名古屋市議団  
団長 田口一登

## 2018年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民生活を支える日々の活動に敬意を表します。さて、来年度予算編成にあたり、市民の暮らしを守るために必要な要望を取りまとめました。真摯な検討をお願いいたします。

ヒバクシャを先頭とする市民の声が世界を大きく動かし、ついに国連で核兵器を「違法な存在」とする核兵器禁止条約が採択されました。日本政府は世界で唯一の戦争被爆国でありながらこの条約に反対し、核抑止力論に固執する態度を続けていますが、核兵器の使用も威嚇も違法とした同条約への加盟こそが北朝鮮に核開発の放棄を迫る大きな力になります。この道こそ進むべきです。

安倍政権による「森友・加計」疑惑など国政の私物化、「共謀罪」法の強行や9条改憲の提起など憲法破壊の暴走、自衛隊日報問題にみられる隠ぺい体質、異論を敵視する傲慢な姿勢に対して批判が高まり、支持率が急降下し、東京都議選でも自民党が歴史的な敗北をききました。アベノミクスの4年間で、大企業の内部留保は史上初めて四百兆円を超える一方で、労働者の賃金は物価上昇に追いつかず実質賃金の減少が続いています。政治への不信や不満にとどまらず、暮らしと平和を守るために政治を変えよう、との声が広がっています。

そのなかで日本共産党名古屋市議団が昨年秋に行った市政アンケートには、前回の3倍を超える約1万7千通もの返信がありました。市政への要望のトップは「無駄な公共事業の削減」です。以下、「介護保険料・利用料の軽減」「敬老パスの維持・拡大」など福祉・暮らしに関する要望が続きます。

ところがいま名古屋市政では、天守閣木造復元やリニアを起爆剤にした名古屋駅周辺開発など、国内外から人を呼びこむための大型事業が進められる一方で、少子化も口実にした保育や教育に対する公的責任の後退が続き、国民健康保険料や医療・介護などの市民負担が重くなっています。

「大型事業を見直し、暮らし・福祉優先の市政へ転換を！」「訪れたいくなるまちづくりもいいけれど、住みたいくなるまちづくりにこそ力を注いで！」この声に応じて市政運営の基本を大きく転換させる必要があります。

この視点から、以下に285項目の要望をとりまとめました。しっかり検討していただき、来年度の予算編成に反映されるよう強く要望します。

# 1 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. 日本国憲法を守り、立憲主義を貫く。地方自治の原則を否定する自民党改憲草案や憲法九条を空文化する安倍改憲案などの憲法改悪に反対する。
2. 戦争する国づくりをすすめる「安全保障関連法」、「共謀罪(テロ等準備罪)」、「秘密保護法」は憲法違反であり廃止する。
3. 国連で採択された核兵器禁止条約をただちに批准する。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶のために世界の運動の先頭に立ち行動する。
4. 消費税の10%への増税は中止する。
5. 原発の再稼働は行わない。再稼働した原発は即時停止する。脱原発・再生可能エネルギーの本格的な導入へとエネルギー政策の抜本的転換をはかる。
6. 医療・年金・介護・生活保護など社会保障の制度改悪と予算削減を中止し、憲法25条を踏まえて各制度の拡充をはかる。
7. 重大事故が頻発しその原因も明確でない危険な米軍機オスプレイの飛行を即時に停止させ、沖縄などの配備を撤回する。自衛隊への導入を中止する。
8. 沖縄県の名護市辺野古への米軍基地建設を中止する。建設が強行された東村高江のヘリパットは撤去する。地方自治を尊重し、沖縄県など関係自治体と真摯に協議を行う。
9. 名古屋空港の基地機能強化に反対する。小牧基地に配備された空中給油機を撤去する。三菱重工業小牧南工場の米軍によるF-35東アジアリージョナルデポ(整備拠点)指定の取り消しを求める。
10. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPP交渉は中止する。
11. 情報漏えいの危険があるマイナンバー制度は運用を中止し廃止する。
12. 過労死するまで働かせる「働き方改革」の関連法案は撤回し、長時間労働を規制するために労働基準法を改正する。ブラック企業を法的に規制する。全国一律で最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、1500円をめざす。
13. 被災地の復興事業については国が責任を持ち、負担を被災自治体に押しつけない。被災者生活再建支援法を改正し、全壊家屋への支援上限額を500万円へ引き上げ、一部損壊世帯も支給対象にする。宅地被害への補償制度を創設する。
14. リニア計画は、環境や健康、採算性の検討も不十分であり将来の国民に負担と損害を生じさせかねない。国の責任で問題点を検証し中止する。同計画への財政投融资も中止する。地方経済の衰退と疲弊を加速させる鉄道の地方路線の廃止を許さず、公共交通を確保する責任を果たす。
15. 地方交付税制度をゆがめる「トップランナー方式」を中止する。
16. 医療費助成へのペナルティを全廃し、子ども医療費無料制度を創設する。

## 2 「福祉日本一の名古屋」を取り戻す

### (国民健康保険)

17. 国民健康保険料を1人1万円引き下げる。
18. 国民健康保険の運営が都道府県単位化されるが、保険料を決める権限は引き続き名古屋市にあり、市独自減免と一般会計繰入などの施策を堅持する。
19. 愛知県に対し国民健康保険の運営方針に関する以下の点を申し入れる。一般会計繰入金について削減・解消の義務付けや期限設定をせず市町村の自主性を尊重する。財政安定化基金は市町村財政及び保険料の負担増とならない運用ルールとする。都道府県単位化に伴う費用負担は県で責任を持つ。国の財政基盤強化のための支援は一般会計繰入金の解消のためでなく保険料軽減のために活用し医療費削減の手段としない。県費補助を復活する。
20. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は対象者全員に自動適用する。
21. 18歳までの子どもは、国民健康保険料「均等割」の対象としない。
22. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書や短期保険証の発行などの制裁的な措置は中止する。滞納世帯に対しては、国保推進員など職員によるていねいな納付相談を基本に、換価の猶予や処分停止の活用、分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
23. 医療費の一部負担金減免・猶予制度の周知を徹底し柔軟に運用する。申請・対象要件を緩和する。
24. 特定健診の受診率向上計画をつくり、ガン健診とあわせ受診者数を増やす。
25. 国保運営協議会に公募委員枠を設ける。

### (介護保険・高齢者保健福祉・後期高齢者医療保険)

26. 第7期介護保険・高齢者保健福祉計画では、一般会計からの繰り入れも決断するなどして介護保険料を引き下げる。保険料・利用料の減免制度やサービス利用者に対する負担軽減制度を設ける。
27. 保険料滞納者に対する給付制限は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにする。
28. 要介護認定者が障害者控除の認定を申請しやすくするため、必要書類を送付するなど、運用を改善する。
29. 特養ホームの待機者はいまだ3494人(2017年4月1日)であり、待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。
30. 人材確保のための処遇改善加算の効果を調査し検証する。ヘルパーなど介

護職員の人材確保と処遇改善のための独自施策を講ずる。

31. 介護保険の認定に関する調査と事務は委託化せず、市直営で責任をもって行う。
32. 新総合事業について、事業所アンケートなどによる検証結果を踏まえて、現場の要求に沿って介護予防の本来機能を果たせるように改善する。
33. 基準緩和型サービスへの機械的な誘導をせず、要支援者の訪問・通所介護については引き続き専門職による支援を行う。新規・更新申請時は要介護認定を基本とし、チェックリストは補足的な実施にとどめる。
34. 「状態像の目安」を用いた障害や認知症の自立度にもとづく振り分けは、事実上、基準緩和された生活支援型サービスへの機械的な誘導となっているため、ケアマネージャーの判断を尊重する対応へと転換する。
35. 生活支援型訪問サービス、ミニデイ型及び運動型通所サービスの報酬を引き上げる。通所サービスの利用期間に関する6カ月の制限を撤廃する。
36. 高齢者サロンなど一般介護予防事業を抜本的に拡充する。
37. 後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の継続を国に強く求めるとともに愛知県後期高齢者医療広域連合に対しても保険料の軽減を求める。
38. 後期高齢者医療保険の滞納者に対する差押えは行わない。支給率が93%にとどまる葬祭費の申請勧奨を徹底し、千人を超えている支給漏れをなくす。
39. 名古屋市民御岳休暇村を協定保養所として位置づけるよう愛知県後期高齢者医療広域連合に求めつつ、65歳以上の市民への助成制度を設ける。

### **(敬老パス・高齢者施策)**

40. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65歳から・所得制限なし・利用上限なしの現行制度を堅持する。6割を切った交付率(2016年度末59.4%)の向上計画を設定する。未交付高齢者への利用の働きかけを行う。プライスキャップを理由にした利用者への負担増、制度縮小は行わない。
41. 上飯田連絡線への敬老パス利用拡大を行う。暫定的な代替措置も実施する。
42. 市長もたびたび明言している、敬老パスの名鉄・JR東海・近鉄など市内の民営公共交通機関への利用拡大を早急に行う。
43. 高い利用率を維持している市民の休養温泉ホーム松ヶ島は廃止せず、施設の継続をはかる。
44. 授業料値上げで出願者が減少した高年大学鯉城学園の授業料を軽減する。

### **(医療・保健衛生)**

45. 子どもの医療費無料制度を18歳まで延長する。
46. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。

47. 70歳～74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を設け、1割負担に戻す。
48. 市独自の医療費助成制度（子ども、障害者、ひとり親世帯、認知症と寝たきりの高齢者への福祉給付金制度）を堅持する。
49. 愛知県に対して福祉医療制度への所得制限の導入検討をやめ、子ども医療費の対象年齢を拡大するよう強く働きかける。
50. 自立支援医療（精神通院）の自己負担分を助成する。
51. 無料低額診療を行う市内の医療機関を歯科と調剤薬局もふくめて増やす。
52. 産科・小児科の医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
53. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは65歳以上全年齢での接種を継続するとともに、自己負担（現行4000円）を半減する。
54. 保健所のセンター化と16支所へ再編されるが、引き続き公衆衛生医師の確保をはじめ必要な人員を確保する。保健と福祉の統合を理由とした人員削減はせず、市民の相談に応じる専門的な人的体制を充実する。
55. 感染症の発生など危機管理に対応する保健所や衛生研究所、生活衛生センターなど公衆衛生の体制を強化する。必要な施設・設備の耐震化を急ぐ。

### **（市立病院）**

56. 市立病院については、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させる。病院運営に地域住民・患者と家族の参加を保障する。必要な医療スタッフの確保と定着に努める。
57. 東部医療センターの新病棟では、市民病院にふさわしい病室環境の整備と特別室の料金設定に努める。
58. 西部医療センターでは外来診療の待ち時間を改善をはかるとともに利用率が低迷している特別室の料金や運用の見直しをすすめる。
59. 指定管理者制度が導入された緑市民病院においても必要な医療水準の維持向上につとめ、地域住民の病院運営への参加を保障する。要望が強い産科を復活させる。経営指標の情報公開で透明性を確保する。
60. 陽子線がん治療における患者負担の軽減策を拡充するとともに、患者動向を踏まえ、愛知県にも一定の財政支援を求める。
61. 民間へ売却された城西と守山の後継病院について、診療科目など売却時の約束どおり運営されているか点検し、必要な指導を行う。

### **（障害者福祉）**

62. 介護保険が適用される65歳からの障害者については、介護保険優先ではな

く、介護保険と障害者福祉のサービス選択を認め、負担増を防ぐ。

63. 「障害者差別解消条例(仮称)」の制定をめざす検討会を当事者参加で立ち上げる。差別解消に向けて、障害当事者と市民が議論する機会を設ける。障害者差別相談センターには調整・助言にとどまらない権限を持たせる。
64. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金を増額する。施設建設の補助金増額や市有地の無償貸与などで整備の促進をはかる。
65. 通所施設併設の緊急ショートステイ機能を拡充し利用定員も増やす。
66. 重度訪問移動支援には上限を設けず、本人家族が希望する時間を支給する。
67. 低所得の単身生活者への家賃補助制度を設け、地域生活の選択肢を広げる。
68. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行ない、雇用環境の改善に努める。3年に1回の実地監査を増やす。倒産や廃業による影響を最小限にいくとめる。
69. 法定雇用率の引き上げ(2.0→2.3%)を踏まえ、市内企業により積極的に雇用を働きかける。市として指定管理者や委託事業所もふくめて障害者雇用の拡大に率先して取り組む。一般就労だけでなく特別支援学校卒業生に多様な進路を保障する。
70. 困難ケースが増えている相談支援事業の運営実態を踏まえ、障害者基幹相談支援センターをふくむ相談支援専門員の体制を充実する。精神障害に関する相談支援体制を独自に構築する。
71. ヘルプカードの配布が始まった。ストラップ型のヘルプマークの普及をはかるとともに、市営交通の優先席にヘルプマークを掲示し市民への啓発と周知をはかる。

### **(生活保護・貧困対策)**

72. ケースワーカーを一人当たり担当世帯数(平成28年度平均108件)が国標準数(80件)となるよう増員する。あわせて査察指導員についても国標準数通り配置する。警察官OBの配置は見直す。
73. 市として法外援助を拡充する。国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
74. 就労支援については、強迫的でなく、寄り添い型で、ていねいに行う。心身の不調を抱える要保護者にはとくに留意する。
75. 仕事・暮らし・自立サポートセンターなど、「生活困窮者自立支援法」に基づく諸事業について、生活保護も含めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
76. 植田寮の直営を堅持する。建替えをふくむ老朽化対策を速やかに行う。

77. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業について、相次ぐ火災事故や「貧困ビジネス」といわれる不正事例を踏まえた実態調査を行う。許認可制の導入を国に求めつつ、監視と指導を強化する。
78. 孤立死対策として各局及びライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金などの未納者には、給水停止前に必ず連絡をとるなど相談につなぐ対応を徹底する。

### 3 子育て応援 子どもたちが輝く名古屋に

#### (保育・学童保育)

79. 2017年4月1日時点で715人にのぼる「隠れ待機児童」の解消に責任を持ち、市の保育実施責任が明確な認可保育所の整備をすすめる。
80. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乘せ徴収による保護者負担を増やさない。現在、保育料が半減となっている低所得世帯の第2子の保育料を無料にする。第3子の保育料無料制度にかかる所得制限は撤廃する。
81. 公私間格差を是正する民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持する。
82. 病児・病後児保育所を瑞穂区と熱田区に増設し、全区・全支所管内に設置する。利用手続きの簡素化、利用料の軽減、空き状況のネット確認、始業時刻に間に合う開所時間の設定など、利用しやすい制度へ改善をはかる。
83. 小規模保育事業などの認可基準については、保育にあたる職員はすべて保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業の違いによる保育の格差を生じさせない。
84. 移管要件の緩和まで行っている公立保育所の廃止・民間移管は中止する。現在108カ所の公立保育所を78カ所まで減らす「名古屋市公立保育所整備計画」を廃止し、保育需要に応える新たな施設整備計画を策定する。
85. 施設での入所者虐待を起こした法人へ移管する味鋤保育園の民間移管計画は保護者の理解を得られないので中止し直営に戻す。
86. 公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。
87. 営利企業の保育所経営への参入を拡大させない。
88. 学童保育所への運営費助成を拡充する。ひとり親家庭への補助を拡充し、就学援助世帯への補助を新設するなど、保育料の負担軽減をはかる。
89. 学童保育所の指導員が常時複数配置でき、安定して働き続けられるだけの処遇改善加算を拡充する。2020年4月までに「放課後児童支援員資格研修」を対象者全員が受講できるよう、県へ働きかける。

90. 学童保育所の維持・移転の際に最も困難な土地及び施設を市の責任で確保する。家賃補助の増額、賃借用の土地や空家の紹介、地代補助の導入など、きめ細かい助成策を講じる。
91. 学童保育所に無償貸与される専用室は、子どもたちが長時間生活するのにふさわしい居住空間となるよう耐震性を備えた木造の建築とする。
92. 学童保育の機能を十分果たしているとはいえないトワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しない。

### **(児童福祉・療育・子どもの貧困対策)**

93. 「いじめ」「虐待」「貧困」などの諸課題については「子どもの権利条約」及び「なごや子ども条例」にもとづき、子ども青少年局と教育委員会が協力して、相談と支援、予防とフォローの体制を強化する。
94. 療育を希望しながら定員枠がいっぱいで通園できない療育待機児が 19 名(2017 年 4 月 1 日)存在する。必要な定員枠と受入れ体制を確保する。
95. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など新たな整備計画をつくる。
96. 児童発達支援センターの運営費補給金は、出席率によって補助金が減らされる制度ではなく定額を支給する制度に戻し、職員の処遇と体制を守る。
97. 放課後等ディサービスの実態を調査・把握し、子どもたちの年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。職員の研修や養成の充実をはかる。
98. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し、市内 4 カ所体制を早期に確立する。
99. 現在 96 人の児童福祉司を増員する。児童心理司を増員する。連携する区役所の職員体制も強化する。
100. 児童相談所の一時保護所の過密状態を解消する。保護された子どもたちの学習を保障するため、院内学級のような学習支援環境を整える。
101. 児童養護施設入所者の退所後の生活基盤を確保するため、自立援助ホームなどの居場所づくりをすすめる。
102. 児童館の機能と役割を再整理し、子育て支援のための機能を高めるとともに老朽化対策を強める。
103. 中高生の居場所となる役割を備えた新しい「児童館（仮称＝子どもの家）」づくりを中高生の参加ですすめる。
104. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と県の「子どもの貧困調査」を踏まえて、子どもの貧困の実態を把握し、改善のための行動計画を当事者の参加も得て作成する。手当の増額などひとり親世帯への経済的支援施策を拡充する。



105. 保育園などにソーシャルワーカーを配置する。
106. 「子ども食堂」をはじめ、子どもたちの居場所づくりや学習支援などに取り組む市民活動へのサポートを拡充する。
107. 学習支援事業の対象となる児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大し、高校入学後のフォロー体制を強化する。

### **(学校教育＝幼稚園・小中学校・高校・特別支援学校 市立大学)**

108. 地域に根差した幼児教育の実践の場である市立幼稚園は、保護者や地元の同意がないまま民間移管・統廃合しない。報徳・はとり・比良西の三園の閉園計画は地元合意が得られていないため中止する。
109. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。
110. 少人数学級を全学年に拡大する。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大する。中学校では全学年を35人以下学級にする。その際には正規教員の増員を基本に対応する。
111. 小学校の小規模校統廃合は、保護者や地元の同意がないまますすめない。
112. 大規模校では教室が不足し、仮校舎を建てて運動場が狭くなるなど多くの弊害が生じており、必要な分割と新設を急ぐ。
113. 教科書の選定にあたっては、教育関係者の教科書研究と閲覧に十分な便宜をはかる。一般展示の展示会場と展示冊数を増やすとともに、閲覧しやすい環境を整備する。
114. 小学校給食は「直営・自校方式」を堅持する。調理業務の民間委託を行わず、退職者不補充を理由にした経費削減の対象としない。
115. 小中学校給食を無料にする。第3子からの無料制度をまず開始する。
116. 食育の推進のために栄養教諭を全小学校に配置する。中学校や高校でも食育をすすめる体制を整える。
117. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。
118. 就学援助制度における入学準備金の入学前支給を申請手続きを改善し、来年度新入学の中学生を対象にまず開始し、小学校でも実施する。
119. 子ども応援委員会の活動について、子ども青少年局にも十分な情報提供を行ない、子どもの権利と福祉の視点を学校運営に活かす。
120. スクールソーシャルワーカーを市立の小中学校、中学校及び高校（定時制を含む）に配置する。
121. 市立若宮商業高校を存続させる。志願者も多く、地元企業からの信頼もあつい同校の廃校計画は、関係者の合意もない。きっぱり中止する。
122. 高等学校給付型奨学金の支給対象を拡大する。対象学年を全学年にすると

ともに、まず全ての非課税世帯を支給対象とする制度にあらためる。

123. 定時制高校の定員を増やす。
124. 老朽化がいちじるしい市立高校の施設改修を計画的にすすめる。悪臭がひどいトイレなどは緊急に改修するとともに、体育館周辺への多目的トイレの新設をすすめ、災害及び車いす利用、LGBT(性的マイノリティ)対応などの機能を確保する。
125. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。市立高校に特別支援学級を設置する。
126. 発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。
127. 教育の継続性と安定性を確保するため教職員の任用は正規雇用を原則とする。臨時教員の正規採用を積極的にすすめ、同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
128. 臨時教職員の給与、休日などの雇用待遇については、まず権限移譲前の条件に戻し、正規並みへと引き上げる。
129. 名古屋市立大学への交付金を増額し、教育と研究の予算と人員を確保する。
130. 名古屋市立大学を学生負担軽減モデル大学と位置づけ、学費の引き下げ、学費減免の拡充、給付型奨学金の創設などの負担軽減を大胆にすすめる。
131. いわゆる「過労死ライン」を超える教職員の長時間労働の解消を緊急課題に位置づけ、愛知県の「教員多忙化解消プラン」等を踏まえ、部活動の改善をふくむ長時間労働の解消計画を速やかに策定し、実行する。

### **(図書館・社会教育)**

132. 志段味・緑・徳重・中村・富田図書館での指定管理者制度の試行を打ち切り、他の図書館への導入を拡大しない。
133. 築40年以上が経過し老朽化がすすむ千種図書館及び守山・名東の各図書館の建て替えを早急にすすめる。
134. 「なごやアクティブライブラリー構想案」は蔵書数の削減や司書の集約化、民営化の拡大など、市民に身近な図書館サービスを縮小し、市民の平等利用を損なうものであり、その策定を中止する。
135. 専任の学校司書を全校に配置する。
136. 生涯学習センターをはじめとした社会教育機能の活性化をはかる。
137. 瑞穂体育館の設計と建設にあたってはスポーツ関係者や地域住民の要望を反映させる。

### **(いじめ対策)**

138. 子どもの命まで奪う深刻ないじめ問題の解決に向け、事件の検証報告も踏まえて、いじめに対応する基本原則を確立する。
139. 人権侵害と暴力である「いじめ」の放置・隠ぺいは学校における「安全配慮義務」違反であることを明確にして対応する。被害者、遺族の知る権利を尊重する。
140. いじめの疑いがある段階で様子見せず、全教職員、全保護者で情報を共有し迅速に対応する。被害者の安全を確保し、加害者へもしっかり対応する。
141. 子どもの自主的活動を育むなどで、いじめを止める人間関係を子どもたちのなかにつくる。
142. 重大事案発生後の第三者委員会については、構成委員の選出や調査方法において独立性と透明性の確保に留意する。情報開示の是非については被害者及び保護者の意向を尊重する。
143. 教員の多忙化の解消をはじめ、少人数学級の推進、養護教諭の増員など、いじめの予防、発見、相談、解決に取り組むための条件整備をすすめる。

#### **(若者支援)**

144. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア（名古屋青少年交流プラザ）や子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
145. ブラック企業、ブラックバイトが社会問題となっている。市民相談室内の労働相談窓口とは別に、ブラック企業、ブラックバイト等に特化した相談窓口を設け、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる。月に数回は街中の繁華街などでブラック企業相談会(仮称)を開催する。不安定就労の若者への支援を当事者が集う場もつくりながらすすめる。
146. 市独自に奨学金返還支援制度を創設し、奨学金の返済に苦しむ若者の負担を軽減する。

## **4 雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす**

#### **(仕事起こし・中小企業支援・雇用)**

147. 本市が行ってきた市内中小企業を対象とする訪問調査は昨年度で累計 1039

件となった。調査結果を速やかに公開し、成果を施策に反映させる。

148. 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、また中小企業振興基本条例の第 13 条「小規模企業者への配慮」に基づき、小規模企業に絞り込んだ小規模企業振興計画を事業者とともに策定する。
149. 小規模企業経営力強化設備投資補助金については、補助対象をいわゆるリース契約設備まで拡大するなどして制度の普及活用をすすめる。
150. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
151. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講ずる。
152. 中小企業の後継者対策・人材育成を支援するとともに、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。市内の中小企業に就職した新卒者に対し奨学金返済の一部免除を行うなど、地元中小企業の人材育成を支援する。
153. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。また本市におけるブラック企業の実態調査を行う。
154. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に雇用施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。非正規から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援する。
155. 下請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。小規模事業者に対して行っている専門相談等の積極的な周知を行う。

### **(公共事業・公契約)**

156. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し分離分割発注をすすめる。
157. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。
158. 小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やす。
159. 公契約条例を制定する。市が発注する公共事業や委託事業について、執行状況の把握と指導を強め、公の業務にふさわしい適正な賃金や事業費を確保する。
160. 公共事業で働く者の賃金水準を高める。最低限の時給を速やかに 1000 円以上とし、1500 円をめざす。
161. 業務委託や指定管理者制度のもとで働く者の賃金水準を高める。最低限の時給を速やかに 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざす。
162. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調や契約成立後の事業費追加補正などが相次ぐ入札制度を改善する。
163. 契約金額がとくに高額な案件について、応札業者が一社のみで落札率が 95%を超える場合には入札をやり直すことも検討する。

## 5 脱原発宣言を行ない、防災・環境重視の安全な都市をつくる

### (脱原発・自然エネルギー)

164. 浜岡原子力発電所の永久停止と、大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を、中部電力および関西電力に申し入れる。
165. 浜岡及び福井の原発に関する原子力災害の想定に基づき、名古屋市における避難計画の具体化をすすめる。
166. 「原子力発電から撤退し自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言(仮称)」を行う。自然エネルギーの普及を要にすえた総合的な「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を明示し、普及と開発のためにあらゆる手立てを尽くす。市民の力で太陽光発電などをすすめる「市民発電所」づくりを支援する。
167. 大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備える。衛生研究所の機能と体制を強化する。

### (防災・消防)

168. 津波避難ビルが足りないゼロメートル地帯には、防災公園としての機能を持つ津波避難施設「命山」をつくる。
169. 津波避難ビルの指定拡大をすすめる。津波避難ビルの充足状況を把握する。津波避難ビルへの固定資産税減免制度を活用するため愛知県と「津波災害警戒区域」指定について協議する。浸水想定地域での新たな高層建築物には津波避難ビルの機能をもたせる。浸水想定地域のコミュニティセンターは順次3階以上に建て替える。
170. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行ない、構造物の耐震化や地盤の液状化対策などの補強改修を急ぐ。
171. 高潮や洪水、内水氾濫による浸水想定区域の見直しを早め、必要な対策を具体化する。水防法の改正を踏まえ、まず早急に現在の浸水想定区域内にある災害時要配慮者の施設1981か所の避難確保計画の作成を援助する。
172. 液状化対策と軟弱地盤の改良に取り組む。丘陵部の宅地の危険性に関する大規模盛土造成地の調査を早期に完了し、住民への周知と対策を具体化する。地盤沈下や斜面の崩れなどをふくむ宅地被害への補償を検討する。
173. 市内339地域の土砂災害警戒区域の総点検を行ない、愛知県に対して必要な開発規制を求めるとともに安全対策の構築を急ぐ。
174. NPOなどとも連携して地域の防災リーダーを育てる。港防災センターの機能を高めるとともに、名古屋大学減災館、名古屋都市センター、港防災

- センターの連携をはかり、災害の歴史を踏まえた防災まちづくりを進める。
175. 高齢者や障害者、妊産婦などの避難誘導計画を具体化する。支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者などにもきめ細かく周知をし、災害時要援護者リストに加える。
  176. 福祉避難所の設置を拡大し、過去の地震災害時の経験を活かし福祉避難所運営指針をつくる。
  177. 災害時にリスクが大きくなる妊産婦への配慮として、妊産婦・乳幼児専用の避難所の設置を検討する
  178. 指定避難所のバリアフリー化をすすめ、避難所における施設整備の状況を市のHPなどで情報公開する。
  179. 民間木造住宅の耐震診断及び改修工事への助成制度をさらに拡充するとともに、改修費用の無利子貸付制度を創設する。
  180. 家具転倒防止をNPOや市民の力も活かしてさらに促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をNPOなどの市民団体へ拡大する。
  181. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえ、避難所や防災拠点の配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。
  182. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。集中豪雨・大地震・台風・津波など、災害時のライフライン確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。
  183. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行う。緊急時に住民へ土のうを提供できる体制を整える。建物などからの雨水流出防止対策の強化とともに、道路清掃の充実など側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。
  184. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要数まで増員する。
  185. 大規模災害時に十分な対応ができるだけの職員を区役所に配置するとともに、災害対応のスキルアップをはかる。
  186. 地域の避難計画策定や地域防災マップづくりなど、住民主体の積極的な取り組みが全学区で発展するよう、地域避難行動計画策定支援を拡充する。
  187. 集中豪雨などの被害が局地的で災害救助法が適用されない規模の場合でも必要な被害者支援策を各区役所レベルで即時に対応できるようにする。
  188. 堀川および尼ヶ坂断層など市内の断層について、さらなる詳細な調査をすすめ、必要な費用負担を国に求める。

189. 被災者生活再建支援のために、国制度と合わせて全壊家屋への最高額が 500 万円となるような市独自の生活再建支援助成制度を設ける。大規模な風水害時等に対応するため、広域避難などについて、近隣市町村との調整をすすめる。

### **(環境・公害・道路)**

190. 低炭素都市なごや戦略実行計画の改定にあたっては、国連気候変動枠組条約締約国会議（C O P 21）パリ協定および、2050 年までに 8 割削減に挑戦するという本市の長期目標をふまえて、2030 年までに 40%程度の削減という野心的な目標を掲げる。またその達成を明示した「地球温暖化対策条例（仮称）」を策定する
191. 市道弥富相生山線については、道路事業の廃止に向けた課題の解決に取り組みつつ、速やかに都市計画変更を行う。近隣住宅地への通過車両の入り込みについては、地元住民と連携して対策を推進する。相生山緑地の保全・整備についても住民の意見を反映しながら具体化をすすめる。
192. 道路事業廃止となった高田町線については、まず地域要求の高い「吹上コミセン」の用地を確保し、残りの市有地を小公園、緑地、一時避難場所、防災資機材の保管場所等として、市民に開放する。
193. 未着手都市計画道路の整備に関する「第二次整備プログラム」で「計画廃止候補路線」に分類された「山手植田線」「八事天白溪線」については速やかに都市計画の廃止決定を行う。
194. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則及び都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。
195. 建設工事が始まっている名古屋環状二号線名古屋西南部事業 については、沿線住民へのていねいな情報提供と公害防止対策を関係機関に働きかける。また、国道路事業直轄負担金については、引き続き、負担金の廃止を求め国に強く要望する。
196. 環境アセスメントの対象となる事業を拡大する。規模要件を引き下げる。
197. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
198. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道 23 号線で始まった大型車に中央寄り走行を要請する「国道 23 号線通行ルール」の徹底を支援する。
199. 新堀川・堀川・中川運河の水質改善、浄化及び護岸の緑化を進め、親水空間として整備する。とりわけ、新堀川では昨年度実施した夏場の集中的な調査結果を踏まえて下流部から浚渫が開始されるが、住宅が密集する上流部での対策をあわせて行う。

200. 公害についての歴史と原因、被害の実相と解決を求める運動などの関係資料を収集し、後世に伝えるための公害資料館(仮称)をつくる。
201. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
202. 水質保全のためにも長良川河口堰は開放する。

## 6 公共交通の充実、にぎわいとるおいのある暮らしやすいまちづくりをすすめる

### (にぎわい・文化)

203. 近隣の商店・スーパーの撤退などで高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」の実態をまず調査する。また、困難地域において民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、お買い物ものタクシーなど買い物機会の提供につなげる取り組みを支援する。
204. 繁華街での居酒屋店等の客引き行為が通行の妨げになるなど社会問題となっている。本市が行った実態調査等を踏まえて早急に商店街や関係部署と連携して、客引き行為規制条例(仮称)の制定をはじめとした対策をとる。
205. 芸術文化関係の予算と支援体制を計画的に拡充し、イベントのみならず予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市負担金を引きあげる。市民芸術祭の予算を増額する。市民の自主的な芸術文化活動に幅広く支援できるよう助成制度を拡充する。
206. 文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設け施策に生かす。文化施設の技術継承という点からも指定管理者制度を廃止する。
207. ダンスや演劇などの稽古場不足を解消するために、演劇練習館や音楽プラザのような安価に利用できる夜間の練習場を増設する。
208. 小売業や食堂、理美容店など店舗等の改修工事や設備投資などに低額から簡易に活用できる商店リニューアル助成制度(仮称)を創設する。古民家や土蔵、空き家などをリフォームして創業する事業者なども対象とし、歴史的なまちなみの保全と活性化につなげる。
209. 名古屋市内の伝統技術や芸能・文化について、有形無形を問わず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興をまのにぎわいづくりとしても位置づけ支える。



## **(市営住宅・居住福祉)**

210. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住面積水準を満たさない住宅の割合は 2013 年時点で名古屋市内は 10.3%である。早期の解消をめざして対策を講ずる。
211. 市営住宅については入居希望者が多く高倍率となっている地域において新規建設を復活する。そのためにも市営住宅の国庫補助予算の拡充を国に求める。
212. 低所得者が多く住む市営住宅の駐車場使用料の定期的見直し（値上げ）は行わない。減免対象を福祉向け住宅入居者などに拡大する。
213. 老朽化した市営住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行ない、天白区・高坂荘をモデルに実施されている若年世帯向けリノベーション住宅事業を拡大する。
214. 外壁改修などの市営住宅の計画修繕については、本市独自の修繕周期の基準年数を定めて計画期間を順守し実施する。また劣化がひどい個所については必要に応じて柔軟に修繕にとりくむ。
215. 市設建築物の耐震診断により、耐震性能の著しい不足と診断された市営住宅については、早急に建替えが進むよう国庫補助の拡充を国に求める。
216. 住宅の性能向上と地域経済の活性化を進める一石二鳥の取り組みである住宅リフォーム助成制度を創設し、耐震改修助成などと組み合わせて利用できるようにする。
217. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても住宅リフォーム助成の対象として支援する。
218. 高齢者世帯や新婚家庭、低所得世帯などを対象にした空き家や民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設する。定住促進住宅における子育て世帯への家賃減額については中学生がいる世帯まで拡大する。
219. 瑞穂区白竜町におけるマンション建築紛争を教訓に、幹線道路とは見えない片側 1 車線の道路沿線で、近隣商業施設に指定されて絶対高 45m の高度地域とされている地区については、都市計画のルール変更も含めた見直しや、地区計画あるいは建築協定の広報啓発を行う。

## **(公共交通・自転車利用)**

220. 自動車利用と公共交通の割合を「7:3」から「6:4」に引き上げる目標を引き続き堅持（現在 64:36）し、公共交通の充実をはかる。
221. パーク・アンド・ライド、パーク・アンド・バスライド等の推進を始め、環境に配慮した交通体系を形成する。

222. 市バス運転手については、嘱託職員ではなく、正規雇用の職員で計画的に増やす。委託先企業もふくめたバス運転手の健康と安全管理を徹底する。運転手の確保は公共交通の維持に不可欠な課題として位置づけ取り組む。
223. 市バスの路線及び運行回数については地域住民の声を活かして充実する。
224. 市バス及び地下鉄駅務業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。
225. 地下鉄駅の可動式ホーム柵については、名城線・名港線での整備を急ぐ。鶴舞線についても名鉄との協議を鋭意すすめて、早急に整備方針を確立する。
226. 東山線をはじめ地下鉄各駅ホームの安全対策を徹底する。ホーム端の保守点検用の柵を施錠し線路やトンネルへの進入を防ぐ。
227. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が 10 万人を超える主要駅について、名鉄や J R 東海、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を急ぐよう働きかける。
228. 自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、自転車利用を促進する施策をすすめる。

### **(公園緑地・東山動植物園)**

229. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30%目標 (2015 年時点 22.0%) を早期に達成する。そのためにも新たな緑地保全制度を創設する。
230. 緑被率を高めるために、多面的な機能を持つ農地の保全に努める。水田を含めた市民農園の積極的な配置などで現在の 1200 h a の市内農地を減少させない。
231. 長期未整備公園緑地のうち、東山公園 (天白溪地域) など樹林地の中に住宅が点在する地区は都市計画から削除する。あわせて特別緑地保全地区制度の活用などで今ある住宅を残しつつ樹林地を保全する方向に転換する。
232. 公園遊具の安全点検や樹木の伐採状況などをきめ細かく点検し、安全安心を確保するために公園監視員を公園数に応じて増やす。各公園での遊具の配置について関係住民、公園利用者の意見や要望を踏まえて検討する。
233. みどりが丘墓地公園に合葬式樹木型墓地を整備する。
234. 東山動植物園内で高齢者や障害者の移動円滑化を促進する。電動カートの活用など新たな移動手段の検討とモノレールも移動手段として位置づける。
235. 東山動植物園内のバリアフリー化を促進する。子どもや車いす利用者の目線から柵や手すり等の配置についても見直す。
236. 動物展示施設の整備は、動物福祉の視点から良好な飼育環境となるようバックヤードの確保をふくめ計画的にすすめる。
237. 鳥インフルエンザなど感染症の対策マニュアルを整備し、とくに予防段階から総合的な対応をとる。

## **(名古屋城)**

- 238. 現天守閣の解体及び 2022 年 12 月完成をめざす天守閣木造化は中止する。
- 239. 木造化の事業費 505 億円、維持管理費等をあわせると 50 年間に 1000 億円を超える収支計画は、入場者数 366 万人の 50 年継続が前提とされ既に破たんしている。税金投入を招き、財政圧迫と市民負担増を招くので撤回する。
- 240. 現天守閣についてはまず耐震改修と老朽化対策を行う。
- 241. 特別史跡として歴史的価値が高い石垣についての調査を優先し、ていねいに修復と保全に取り組む。
- 242. 学芸員を特別史跡にふさわしく増員する。
- 243. 名古屋城の整備は、櫓の復元や二之丸庭園の保存整備などもふくめ「名古屋城跡全体整備計画」に沿って総合的かつ計画的に進め、城址全体としての魅力向上に努める。
- 244. 現天守閣の博物館機能を活かし、城址からの情報発信機能を強める。名古屋市博物館等との連携を強める。

## **7 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から「市民が主人公」に転換する**

### **(リニア・市街地開発・大型事業)**

- 245. J R 東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が依然として不十分である。J R 東海に対し、沿線住民への十分な事業説明を行うよう重ねて要請する。
- 246. リニア建設工事がおよぼす環境負荷などの問題が解決されず、関係住民の理解なしに工事を行わないよう J R 東海に強く申し入れる。
- 247. 名城非常口の工事車両運行については、搬出入ルートが出来町通は交通量の増大による環境悪化が懸念されるうえ、名城病院周辺においては静かな環境が求められるため、J R 東海に対し工事車両ルートの見直しを求める。
- 248. リニア駅開削工事にかかる用地取得について、立ち退き対象の住民からは、転居に伴う不安や立ち退きを望まない声がある。用地取得の交渉に当たっては、関係住民の意向を十分に尊重し、強制的な土地収用には協力しない。
- 249. 名古屋駅周辺交通基盤整備については、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上を図りつつ、事業費が過大にならないよう留意する。J R 東海など関係事業者には応分の負担を求める。
- 250. 金山駅周辺再開発については、近隣の保育園行事等で利用できるよう古沢

公園の存続をふくめ、市民の意見を十分にふまえて調査検討する。

251. 久屋大通公園の北エリア・テレビ塔エリアの再生については、広場などの設計・整備まで民間企業に委ね、建ぺい率の緩和で収益施設の増加をもたらす「Park-PFI」制度でなく、市の公共事業として行う。基本設計段階から住民説明会を開催するなど、市民の意見を反映させながらすすめる。
252. 臨海部全体のビジョンを示す総合計画を策定するとともに、金城ふ頭地区については、レゴランドの入場者数など必要な情報を関係企業と行政で共有し必要な対策が講じられるようにエリアマネジメントを強化する。
253. 料金収入でまかなう名古屋市営金城ふ頭駐車場の収支計画について、損失が生じた場合には関連企業にも応分の負担を求める。
254. 国際展示場の建て替えはPFI方式でなく直営で行う。全国的な需要と供給状況を見定めたくえで過大・過剰な計画とならないよう留意する。
255. 空見ふ頭での大規模展示場建設構想は必要性がなく中止する。
256. あおなみ線のSL定期走行は断念する。
257. 中部空港二本目滑走路の建設促進活動から脱退する。

## **(市政運営)**

258. アセットマネジメントについては「保有資産量の適性化」や民営化など運営方針の見直しを至上命題としない。「市設建築物再編整備の方針」にもとづく公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行ない、市民の参加と合意を得ることを前提に、慎重に検討をすすめる。
259. 議員などからの不当な要望・働きかけを防ぐ「職員の公正な職務の執行のための条例」を制定の経緯を含めて市民に周知し徹底をはかる。
260. 議会基本条例を尊重し、議会報告会の開催や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、議員の任期中一回の慣例的な海外視察は予算化しない。
261. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
262. 男女平等参画推進条例に基づく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、現在の36.1%からすみやかに50%まで引き上げる。
263. 西区役所跡地の利用計画は、具体化の進展がないまま7年以上経過している。高齢者福祉や子育て支援などへの有効活用が地域住民の要望であり、福祉会館や児童館の移転合築も視野にいたした整備計画の検討をすすめる。
264. 中村区役所を本陣小学校跡地に移転改築する基本構想が策定されたが、避難所やコミュニティ活動の拠点確保などを求める住民要望が引き続き出さ

れている。移転候補地での町内単位の説明会や中村区全体の説明会の開催をふくめ、住民の参加と合意を得て構想の具体化をすすめる。

265. コミュニティセンターを早期に全学区で整備するために、用地交換による市有地の有効活用に努めるとともに、市による用地取得など従来の考え方にとらわれない方策を講じて用地を確保する。またコミュニティセンターの長寿命化を図るための修繕計画を立案する。
266. 市職員定数の削減をやめる。教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカー、給食調理員、図書館司書など市職員の正規採用を増やす。スクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員については本人の希望をふまえ正規職員へ積極的に転換する。
267. 官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を抜本的に改善する。公立保育所などで慢性化している臨時・嘱託職員の欠員状態を解消するために必要な処遇改善を急ぐ。
268. 水道局について、上下水道の技術継承や大規模災害時の対応に必要な新規職員を計画的に採用する。
269. ごみ収集を担う職員については、日常的な住民サービス向上と安定的な技術継承、及び災害時のセーフティネット維持に必要な人員を確保するため、新規職員を計画的に採用する。
270. アジア競技大会については、スポーツを通して国際平和と友好を促進するオリンピック精神の実現に努めるとともに、簡素で身近なスポーツ振興に役立つ大会となるように努める。準備から開催に至るまで、安全で県民市民の生活や環境と調和のとれた無理のない取り組みとする。OCAとの協議についても公開を原則とし透明性の確保など大会の民主的運営に努める。大会を口実にした大規模開発は行わない。

### **(税務・市民税「減税」)**

271. 大企業・高額所得者優遇の「市民税減税」は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体をすすめる「行革」のテコにされている。「減税」は中止し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。
272. 市税事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な徴収及び差し押さえは行わない。
273. 滞納者の生活と営業の実態に寄り添い、相談者の意向を十分に踏まえて納税猶予・換価の猶予・分割納付及び処分停止の制度を柔軟に適用する。
274. 税務担当職員を対象とする小規模事業者の実態や課税の仕組みなどに関する研修を事業所訪問をふくめて行う。
275. 市税事務所を廃止し、税務課及び納税課の機能を区役所に戻す。税金や保

陰料など暮らしに関する相談に総合的に応える。

276. 市民税減免制度について周知方法を改善し、申請期限を延長する。

277. 納税者の権利保障を明らかにした「市民納税者憲章(仮称)」を制定する。

## (平和・人権)

278. 市長の南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提に、南京市との友好都市交流の再開に努める。

279. 「平和首長会議」加盟都市らしい非核平和行政を推進する。被爆者援護を拡充し、活動を支援する。核兵器廃絶を明言した非核平和都市宣言を行う。

280. 市街地における行軍訓練の中止を自衛隊に申し入れる。中学校の自衛隊基地での職業体験をやめる。陸上自衛隊高等工科学校の募集案内を中学校において配布しない。

281. 名古屋空港の基地機能強化とブルーインパルスの曲技飛行に反対する。曲技飛行についての自衛隊との協議内容を公開する。

282. 軍艦船の入港及び武器や資機材の搬入搬出をふくむ名古屋港の軍事利用に反対する。

283. 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では市民生活を守れない。国民保護法の廃止を国に求める。

284. いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」の成立を踏まえ、施設管理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるなどヘイトスピーチの防止と根絶に向けた実効性ある対策を講ずる。「人権都市宣言」(仮称)を行い、民族差別や性的マイノリティの排除を許さず、市民の人権と個人の尊厳を守る立場を明確にする。

285. 性的マイノリティへの差別や偏見をなくすためにパンフレット作成など啓発活動に取り組む。パートナーシップ宣誓制度の導入や専門相談窓口の設置など当事者に寄り添う支援を行う。